

# 平成24年度 サステナブルビジネス伴走支援プロジェクト 支援希望団体 公募要領

平成24年9月  
環境省 中部地方環境事務所

## 目次

1. プロジェクト実施の背景及び目的
2. 事業の概要及び応募要件等
3. 公募から採択までの流れ
4. スケジュールについて
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び提出方法
7. 公募に関するQ&A等
8. 問合せ先
9. 公募説明会日程

### 1. プロジェクト実施の背景及び目的

持続可能な社会を実現するためには、地域の自然エネルギーや未利用資源の活用・保全といった環境保全に資する事業を展開することで地域社会を活性化し、地域社会に変革をもたらす事業活動を担う「事業型の環境NPOや企業」の活躍が必要不可欠である。

しかし、低炭素社会や循環型社会の構築、生物多様性保全等をめざした環境保全事業の実施を通じてまちづくりや地域活性化といった地域の経済社会にも付加価値をもたらす事業（以下「サステナブルビジネス」という）は、一般的に事業性が低いことが少なくない。また、多くの環境NPOは持続可能な社会づくりに大きく貢献する事業を考案しても、事業性を高めて、ビジネスとして継続的に事業を実施していくために必要な支援を得られる環境になく、事業展開に必要なネットワークを備えていない状況にある。

以上のことから、環境NPO等の活動を促進していくため、公的資金のみに依存しない資金調達手法及び経営ノウハウの習得を支援する地域の中間支援組織を構築していくことが求められている。

そのため、中部地方環境事務所では、サステナブルビジネスの起業・持続的経営を促すための支援として、①事業の伴走者（プロセスマネージャー）による支援を行い、その効果を検証して広く情報発信することとともに、②既にスキルを持つ人々のネットワークにより地域における恒常的な支援体制を本地域に構築するため、「平成24年度中部地方におけるサステナブルビジネス支援連携体制構築等業務」を実施することとしている。

本公募は、上記業務の中で実施するサステナブルビジネス伴走支援プロジェクトにおいて、サステナブルビジネスを目指し、かつ地域のネットワークによる支援を必要とするNPO等を募集するものである。

### 2. プロジェクトの概要及び応募要件等

本プロジェクトは、環境関係の民間団体等が地域の資源等を活用し、企業、自治体、金融機関、支援組織等と連携しながら、地域の環境保全に資する一定の経済活動を行い、経済的に自立することが可能になるビジネスモデルの支援を通じて地域に必要な支援体制を構築しようとすることを目的としている事業の一環として、サステナブルビジネスの伴走支援をおこなうものである。

なお、事業化に向けての支援としては、①採択団体が実施しようとするサステナブルビジネスの事業化を支援するため、プロセスマネージャーを派遣（1団体1人以上 合計10回程度）し、打合せや現場確認、交渉等を採択団体とともに行うとともに、必要に応じてメールや電話等でも助言等を行う、②派

遣したプロセスマネージャーがどのような支援を行ったのかの経過を支援事務局が管理し、その内容をまとめる、③サステナブルビジネスを行おうとするNPOや企業の実態やニーズ等を把握し、すでにスキルを持つ人々（プロボノ等）により構成される「サステナブルビジネス支援会議準備会」によるカンファレンス（3回程程度）を受け、助言等を得るとともに、④上記のプロセスを経ることにより得られた成果の分析を「支援事務局」が行い、その結果が広報されることなどを想定している。

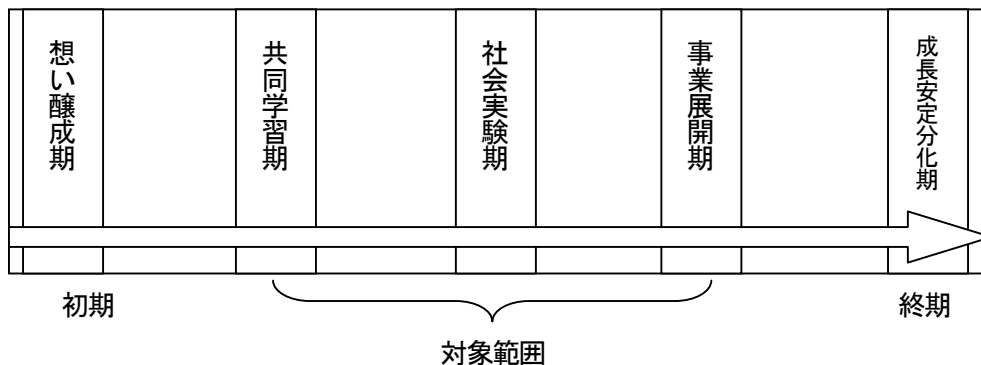
(1) 本事業の概要

①募集团体数 おおむね2団体とする。

②募集対象団体の要件等

以下の要件すべてに該当すること

- ア 団体の主たる活動エリアが東海地域（岐阜県、愛知県、三重県）であり、活動実績を有していること
- イ 環境保全事業の実施を通じてまちづくりや地域活性化といった地域の経済社会にも付加価値をもたらす事業であること
- ウ 事業の発展段階において、下図の共同学習期以上から事業展開期までの、主として社会実験期における事業であること



図：サステナブルビジネスの成長・発展段階

③ 応募の条件

- ・本公募にかかる説明会（以下9参照）に出席していること。
- ・本事業終了後、支援を受けた事業計画等を用いて事業化を図るよう努めること。
- ・事業化の内容を、広く一般に公表、普及することに関し、協力すること。

④ 応募団体等の形態

- ア 環境関係の活動を行っている非営利<sup>(注1)</sup>の民間団体又は環境関係の活動を行う社会的企業の立ち上げを目指す団体（任意団体含む）。
- イ 地域で環境保全に係る事業を行う小規模企業で、株式会社等の法人格を有する者。

⑤ 支援事務局及び地方環境事務所との連携

本プロジェクトの実施に当たっては、中部地方環境事務所及び同事務所が置く「支援事務局」と協働して事業支援に取り組むこととする。

<sup>(注1)</sup> 「非営利」とは、一般的には収益を団体の構成員に分配せず、主たる事業活動にあてることを意味し、収益を上げることが制限するものではないが、本事業では、物やサービスの販売等を通じた経済利益の獲得のみを主目的とせず、その収益を主たる事業活動に充てるほか、地域の環境保全やコミュニティの向上等の社会の公益に資することも目的とすることを想定している。

## ⑥ 対象となる事業の例

地域の資源等を活用して、地域の環境保全に資する自立可能な事業活動を立ち上げるもので、以下のような事業を想定している。ただし、それ以外の事業の応募を妨げるものではない。

- ア 企業とNPO、NGOとの連携により、お互いのリソースを活用しながら事業活動を行うもの。
- イ 地域の未利用資源、地産地消の資源、廃棄物・自然エネルギー等を活用して、製品等を加工・生産し販売提供するもの、又はサービスを提供するもの。
- ウ 環境保全に配慮した新しい流通経路を開拓し、商品・サービスと顧客を結びつけながら事業を展開するもの。
- エ カーボンオフセット等環境保全や地域活性化に資する付加価値がついた商品・サービスなどを販売等することで、事業を通じて環境保全や他の社会課題の解決にもアプローチするもの。

\* その他事業型環境NPOの事業に関しては、以下を参照してください。

「平成21・22年度事業型環境NPO・社会的企業支援活動実証事業計画書」

(<http://www.geoc.jp/news/8547.html>)

「平成22年3月環境省 事業型環境NPO・社会的企業になるためのポイント集」

(<http://www.geoc.jp/news/3453.html>)

## ⑦ 不採択となる例

- ・ 環境保全を目的とする活動とはいえない場合。
- ・ 特定の事業者の事業上の利益のためだけに行われる活動。
- ・ 明らかに十分な事業収益を得ている活動。
- ・ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる活動。
- ・ 国又は国の機関からの補助、助成等を受けている活動。
- ・ その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動。

## (2) 著作権等の取扱い

本プロジェクトを通じて策定した事業計画及びその策定経緯、今後の実施計画等を取りまとめた報告書（成果物）を支援事務局が作成するが、成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、環境省が保有するものとする。しかし、採択団体自身が、成果物の内容を活用して事業活動を行うことは妨げない。

## 3. 公募から採択までの流れ

### (1) スケジュールについて

公募から本事業の採択までのスケジュールは、以下のとおりである。

- ・ 本要領による公募（平成24年9月3日（月）～9月20日（木））
- ・ 事業説明会：名古屋市で実施（9月14日（金）17：30～18：30頃）
- ・ 1次審査（書類審査）：中部地方環境事務所（9月下旬）
- ・ 2次審査（面接審査）：面接による審査（9月26日（水）を予定）
- ・ 採択事業の決定：採択事業を決定（9月末）

注）本プロジェクトに応募できるのは、公募説明会に参加した団体に限る。

### (2) 審査について

### ① 採択事業の選定及び決定方法

選定に当たっては、中部地方環境事務所において1次審査（書類審査）を行い、同審査を通過した事業について、2次審査（面接審査）を行う。

採択事業の決定は、2次審査の結果を踏まえて、中部地方環境事務所において行う。

### ② 選定基準

#### (ア) 企画提案内容

##### ・サステナブルビジネスとしての適合性

企画された事業が、低炭素社会や循環型社会の構築、生物多様性保全等につながる環境保全事業の実施を通じてまちづくりや地域活性化といった地域の経済社会にも付加価値をもたらす事業であるか。

##### ・団体の自立志向性

事業型NPOの場合、主に自主財源により活動を行う自立型となることを目指すものであるか。

##### ・ビジネスモデルの採算性、自立発展可能性、課題解決可能性

提案されたビジネスモデルは、採算性の確保が十分見込めるものであり、自立した事業の立ち上げと発展可能性があるか。

##### ・ビジネスモデルとしての事業化の可能性

本事業終了後、策定した事業計画を用いて本事業の事業主体が事業化できるものであるか。

#### (イ) 団体の事業遂行能力等

上記（ア）企画提案内容だけでなく、応募団体の事業遂行能力、財務能力、事業への理解度、実施体制（責任体制、連絡体制、プロジェクトチームの構成など）、団体内の意思統一、ステークホルダーとの合意形成状況、SWOT分析の内容等をみて総合的に判断する。

### ③ 事業の内容等の変更

採択に当たっては、評価結果等を考慮し、事業の内容、事業費や実施体制等の変更を依頼する場合がある。

## 4. スケジュールについて

本プロジェクトは、前述のとおり支援事務局と連携、協働しながら進めていく。

具体的には、「支援事務局」において「サステナブルビジネス支援会議準備会」を設置し、カンファレンスを開催し、専門家等に助言を求めるとともに、恒常的な伴走支援としてプロセスマネージャーの派遣をおこなう。

中部地方環境事務所は、実証事業が円滑に進められるよう連携して支援を行う。

#### 【採択団体決定後の本プロジェクトのスケジュール（予定）】

平成24年	10月上旬	プロセスマネージャーの派遣開始
	11月下旬頃	第1回カンファレンス（事業についての共有 場所：名古屋市内）
平成25年	1月	第2回カンファレンス（事業の進捗確認 場所：名古屋市内）
	3月	第3回カンファレンス（事業の進捗確認 場所：名古屋市内） 伴走支援等まとめ

## 5. 応募に当たっての留意事項

### (1) 他の委託・請負事業又は補助事業との重複等について

他の委託・請負事業、補助事業又は基金等の行政からの支援を受けているものと類似した応募内容とならないよう留意すること。また、他の委託・請負事業又は補助事業と重複して本支援を受けることはできない。

(2) 虚偽の記載について

応募書類に事実と反する虚偽の内容が記載されていた場合には、応募は無効とする。

(3) 事業の趣旨について

本事業は、環境NPO等が公的資金等に過度に依存しないように、資金調達や経営ノウハウを習得するという趣旨の下に、それらを支える支援体制を構築しようとするものである。その体制の検証のためにサステナブルビジネスを事業化させたいために各種助言等を得たい団体を本プロジェクトで募集するものであり、事業推進のための費用支出に対して、補助金や助成金が配賦されるものではないことに留意すること。

(4) 自主財源の獲得目標

事業は、環境NPO等が公的資金のみに依存しない自主財源の獲得をひとつの目標としていることから、事業計画書において応募団体の現在の収入源（寄付金、会費、自主事業等）の構成比等を踏まえて、事業計画による自主財源の獲得目標値や収入源構成比の改善目標値を盛り込むこととする。応募に当たっても、それらの目標値を明らかにすることとする。なお、現在の自主事業収入については行政の委託事業によるものは除く。

(5) 環境保全面の目標

事業の主たる成果物である事業計画書には、環境保全面で達成すべき数値目標を定めるとともに、その目標達成のために必要な資金を獲得するための事業計画について、収支計画を含めて策定することが必要である。応募に当たっても、環境保全面の目標値を明らかにすることとする。

6. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類及びその書式（応募様式）について

応募書類は以下の①～③とし、うち①及び②は、必ず所定の様式により作成すること。

必要な場合、追加で資料の提出を依頼することがある。ただし、提出された資料は応募書類を含めて返還しない。

①「平成24年度 サステナブルビジネス伴走支援プロジェクト（申請書）」

②「平成24年度 サステナブルビジネス伴走支援プロジェクト（応募様式）」

③ 事業の事業主体、ビジネス活動の内容、対象地域、想定する連携主体等とその関連性など、本事業の内容を整理した図（概要資料でA4サイズ1枚にまとめたもの）。

(2) 応募書類の提出方法等について

① 提出方法

応募書類のすべてを、書面で2部を次の要領により送付する。

(ア) 送付先：

・ 中部地方環境事務所 環境対策課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL:052-955-2134 FAX:052-951-8889

◎ あて先は「サステナブルビジネス支援事業 担当行」とする。

◎ 封筒の表に、赤字で「サステナブルビジネス支援事業 応募書類在中」と記すこと。

(イ) 受領の確認

上記送付先の担当者は、申請書を受け取ったら速やかに申請書に記された担当者あてに受領した旨を電話する。もし上記送付先へ送付した後、1週間を経過しても受領確認の電話がない場合は、電話で照会すること。

② 提出に当たってのその他留意事項

提出いただいた応募書類及びファイル等は返還しません。

③ 応募書類の締め切り

平成24年9月20日(木) 17時 必着

受付期間後に当方に到着した書類は、遅延が当方の事情に起因する場合を除き、応募書類としては受け付けません。

7. 公募に関するQ&A等

Q: 本事業の応募資格を有する非営利の民間団体とは具体的にはどのようなものを指していますか?

A: 特定非営利活動法人、一般社団、財団等を想定しています。

Q: 株式会社などの営利企業は本事業に応募することは可能でしょうか?

A: 環境保全に係る事業を行う地域の企業で、NPOの規模と同程度の小規模な企業であれば、営利企業であっても対象とします。

Q: 対象となる事業が行われる場所について、主たる活動エリアとは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

A: 対象事業の実施者が、主たる事業活動を行う場所を想定しています。例えば、地域の未利用資源等を活用して製品にするビジネスの場合は、その製品に加工する場所になります。

Q: 事業の内容として、すでに実施している活動は対象になるのでしょうか?

A: 現在当該活動が、ボランティアベース(人件費等の実費の持ち出し)又は行政等からの助成金でまかなわれているものであって、行政等からの助成金を受けずに当該活動から収益を上げ、人件費等の実費の採算性がとれるなど経済的な自立を図る事業として発展させることが前提の場合には対象になります。

8 問合せ先

公募全般に対するお問い合わせは、下記あて電子メールにてお願いします。なお、他の応募事業の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名(題名)は「サステナブルビジネス支援希望団体公募問合せ」としていただきますようお願いいたします。

<連絡先>

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

環境省中部地方環境事務所環境対策課(担当:高木、赤塚)

TEL 052-955-2139 FAX 052-951-8919 電子メールアドレス: [REO-CHUBU@env.go.jp](mailto:REO-CHUBU@env.go.jp)

9. 公募説明会

本事業の公募説明会を、以下のとおり開催します。説明会の出席を公募の条件としていますので、必ず出席願います。

	日 時	場所・問い合わせ先
中部	平成 24 年 9 月 14 日 (金) 17:30~18:30	中部地方環境事務所 第 1 会議室 名古屋市中区三の丸 2-5-2 地図 : <a href="http://chubu.env.go.jp/map.html">http://chubu.env.go.jp/map.html</a> TEL : 052-955-2134